

## 川崎市総合教育センター専門員等設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市教育委員会特別職非常勤職員に関する規則（昭和63年川崎市教育委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び川崎市教育委員会特別職非常勤職員に関する取扱要領（16川教庶第1274号）に基づき、川崎市総合教育センター専門員（乙）及び川崎市総合教育センター教育相談センター専門員（以下「専門員等」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

### (職務)

第2条 専門員等は、総合教育センターからの依頼に応じて、教育の専門的領域について次の職務を行う。

- (1) 総合教育センターの研究に関する指導・助言及び評価
- (2) 総合教育センターの研修に関する指導・助言及び評価
- (3) 総合教育センターにおける各学校へのカリキュラム開発支援への指導・助言

### (任用)

第3条 専門員等は、教育専門各分野より総合教育センター総務室長が選考する。

2 総合教育センター総務室長は、前項の規定により専門員等を選考するときは、庶務課長の合議を経て総務部長の決裁を受けなければならない。

3 専門員等の任期は、原則として1年以内とする。

### (定数)

第4条 専門員等の定数は、次のとおりとする。

専門員（乙）

14名

教育相談センター専門員 2 名

(身分及び任用の更新)

第 5 条 専門員等の身分は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）

第 3 条第 3 項第 3 号に規定する非常勤とする。

2 専門員等の任用の更新は、4 回までとする。

3 前項の規定は、規則第 4 条第 3 項による更新を妨げるものではない。

(退職)

第 6 条 専門員等は次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって退職する。

(1) 任用期間が満了した日

(2) 退職を願い出て承認があった日

(3) 死亡したとき。

(守秘義務)

第 7 条 専門員等は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。  
その職を退いた後も同様とする。

(勤務日数)

第 8 条 専門員等は、概ね次に定める回数の指導・助言等を行う。

専門員（乙） 月 1 日

教育相談センター専門員 月 2 日

(報酬)

第 9 条 専門員等の報酬は、次のとおりとする。

専門員（乙） 月額 15,500 円

教育相談センター専門員 月額 29,100 円

2 前項に規定する報酬の支給方法は、正規職員の例による。

(月の中途任用又は退職等の場合の第1種報酬)

第10条 専門員等が月の途中において任用された場合の当該月の報酬額は、勤務実績に応じて支給するものとする。

2 専門員等が月の中途において退職した場合の当該月の報酬額は、勤務実績に応じて支給するものとする。

(公務災害等の補償)

第11条 専門員等の公務上の災害又は通勤による災害の補償は、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の定めるところによる。

(定めのない事項)

第12条 この要綱に定めのない事項については、労働基準法(昭和22年法律第49号)その他関係法令の定めるところによる。

(委任事項)

第13条 この要綱の施行について必要な事項については、その都度所属長が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、改正後の要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。